○国家公安委員会規則第八号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

国家公安委員会委員長　小此木八郎

警察庁の定員に関する規則の一部を改正する規則

警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
（警察庁の定員） **第一条**　警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員は、次のとおりとする。		
区分	定員	備考
内部部局		
長官官房	四〇〇人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
生活安全局	二六〇人	
刑事局	三九七人	
組織犯罪対策部	三〇五人	組織犯罪対策部の定員を除く。
交通局	一六一人	
警備局	三三五人	
外事情報部	二七五人	外事情報部の定員を除く。
情報通信局	三四八人	
計	二、四七一人	うち、一、四二四人は、警察官とする。
附属機関		
警察大学校	一八五人	
科学警察研究所	一二六人	
皇宮警察本部	九三六人	うち、八九六人は、皇宮護衛官とする。
計	一、二四七人	うち、七七人は、警察官とし、八九六人は、皇宮護衛官とする。
地方機関		
管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、一八四人	うち、六七九人は、警察官とする。
合計	七、九〇二人	うち、二、一八〇人は、警察官とし、八九六人は、皇宮護衛官とする。

改正前		
（警察庁の定員） **第一条**　［同上］		
区分	定員	備考
内部部局		
長官官房	三九〇人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
生活安全局	二五五人	
刑事局	三七二人	
組織犯罪対策部	三三七人	組織犯罪対策部の定員を除く。
交通局	一五二人	
警備局	三〇八人	
外事情報部	二六六人	外事情報部の定員を除く。
情報通信局	三三七人	
計	二、四一七人	うち、一、四〇九人は、警察官とする。
附属機関		
警察大学校	一八四人	
科学警察研究所	一二六人	
皇宮警察本部	九二七人	うち、八八七人は、皇宮護衛官とする。
計	一、二三七人	うち、七七人は、警察官とし、八八七人は、皇宮護衛官とする。
地方機関		
管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部	四、一九四人	うち、六七九人は、警察官とする。
合計	七、八四八人	うち、二、一六五人は、警察官とし、八八七人は、皇宮護衛官とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。